

平成25年10月11日
復興庁

復興推進計画の認定について

下記のとおり、宮城県南三陸町から申請のあった復興推進計画を10月11日付けで認定します（認定番号宮城第27号）。概要は以下のとおりです。

記

● 建築基準法に係る特例措置

【対象区域】

南三陸町志津川字御前下地区の一部

【特例措置の内容】

地元企業の速やかな工場立地を促進するため、志津川字御前下地区内の第二種住居地域の一部において、準工業地域で建築可能な工場等の建築物の整備が可能になるよう、都市計画で定められている用途制限の緩和を行う。

認定を受けた復興推進計画については、本日復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

なお、認定書の交付を以下のとおり行う予定です。

平成25年10月11日（金）13：00 於 南三陸町役場町長室

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 小善、伊藤、妹尾

TEL：03-5545-7234

宮城復興局 小泉、長根、箱崎

TEL：022-266-2166